

親権変更Q & A

Q1 お互いに合意ができていますが、家庭裁判所の手続が必要なのですか？

父母の合意ができている場合でも、親権者を変更するためには、必ず家庭裁判所の手続が必要になります。
 ただし、認知した父に親権者を変更したり、離婚後に生まれた子の親権者を父に変更する（このような場合、「親権者の指定」といいます。）には、父母の合意に基づき届出をすることができますので、家庭裁判所の手続は不要です。

Q2 相手が行方不明のときは、どうしたらいいのですか？

どうしても相手の所在が分からないときは、調停を進めることができませんので、審判を申し立てることが考えられます。
 なお、審判の場合、書類を提出する裁判所は「子の住所地の家庭裁判所」になります。

Q3 親権者の変更については、具体的にどのようなことが考慮されますか。

親権者の変更は、親権者を変更することが、子の健全な成長を助け、子の福祉にかなうものである必要があるため、変更を希望する事情や現在の親権者の意向、これまでの養育状況、双方の経済力や家庭環境のほか、子の福祉の観点から、子の意向、子の年齢、性別、性格、就学の有無、生活環境などが考慮されます。

Q4 調停で話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

調停は、不成立として終了しますが、引き続き審判手続に必要な審理を行った上、審判によって結論が示されることとなります。

Q5 調停が成立（又は変更の審判が確定）したときは、どのような手続が必要ですか？

親権者となった人には、戸籍法による届出義務がありますので、調停が成立（又は審判が確定）した日から10日以内に、市区町村役場に離婚の届出をしなければなりません。届出には、調停調書謄本（審判の場合は、審判書謄本及び確定証明書）のほか、戸籍謄本などの提出を求められたりすることがありますので、詳しくは届出をする役場にお問い合わせください。

